
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	信託への投資に対する予想信用損失による減損モデルの適用の再提案

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 496 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 20 日開催）及び第 195 回金融商品専門委員会（2023 年 2 月 14 日開催）（以下合わせて「第 496 回企業会計基準委員会等」という。）において多くの意見が寄せられた以下の信託への投資に対する予想信用損失による減損モデル（以下「予想信用損失モデル」という。）の適用に関する ASBJ 事務局の追加の分析及び再提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

(1) 委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託¹

(2) 受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数となる金銭以外の信託

II. これまでの審議の経緯

2. 第 496 回企業会計基準委員会等では、信託への投資全般を検討対象とし、関連する現行の日本基準の定めを確認の上、信託への投資に対する予想信用損失モデルの適用についての事務局の分析及び提案をお示しした。
3. このうち、本資料第 1 項の信託への投資に関して、第 496 回企業会計基準委員会等では次の提案を行った。

信託受益権が債権又は債券と同様の性格を有する場合

原則として当該信託受益権について予想信用損失モデルにより引当を認識する。（予想信用損失モデル対象）

ただし、代替的な取扱いとして、時価と取得原価の差額を信用リスクの変動と

¹ 実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」では、投資信託及び合同運用の金銭の信託が含まれるとされている。

みなし、当該時価が取得原価を下回る場合には当該差額をもって信託受益権に対する引当を測定することができることとする。

信託受益権が株式等と同様の性格を有する場合

株式等における現行の減損モデルに準じて減損処理を行う。(予想信用損失モデル対象外)

預金と同様の性格を有する場合

預金と同様に取り扱う。

4. 前項の事務局提案に対して、第 496 回企業会計基準委員会等で聞かれた主な意見は次のとおりである。
 - (1) 信託受益権をその性格に応じて株式等と債権又は債券に区分するためには、これらを区分するための具体的な基準又はガイダンスの開発が必要であると考えられる。また、具体的な基準又はガイダンスを開発する場合には、負債と資本の区分に関する難しい議論に発展する可能性があると考えられる。
 - (2) 金融商品の分類及び測定については今後基準開発に着手する可能性があり、今回の事務局提案は過渡的な会計処理となることも考えられる。さらに信託受益権をその性格に応じて株式等と債権又は債券に区分するには複雑な判断を伴う可能性もあるため、事務局提案は過大な実務負担を求めることになり得ると考えられる。
 - (3) 信託受益権が債権又は債券と同様の性格を有する場合における代替的な取扱いについて、債券と同様の性格を有する信託受益権の評価損益の変動は一般的に信用リスクではなく金利リスクに起因すると考えられるため、実態を適切に表さない結果となる可能性がある。
5. 本資料では、前項の第 496 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、次の信託への投資に対する予想信用損失モデルの適用に関する事務局の追加の分析及び再提案をお示しする。
 - (1) 委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託
 - (2) 受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数となる金銭以外の信託

III. ASBJ 事務局の追加の分析

(本資料第 4 項(1)及び(2)の意見に関して)

6. 金融商品会計基準等²では、信託受益権を株式等と債権又は債券に区分するための明確な基準は定められていない。このため、第 496 回企業会計基準委員会等において、本資料第 3 項の事務局提案を適用するにあたっては、信託受益権を株式等と債権又は債券に区分するための具体的な基準又はガイダンスの開発が必要であるとの意見が聞かれている。
7. この点、金融商品実務指針第 68 項において債券の範囲に関する定めが置かれており、債券の範囲に含まれる金融商品の例示も示されている。また、実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」では、金融商品会計基準等を基に種類株式について債券と同様の性格を有するか否かに関するガイダンスが設けられている³。さらに、企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第 19 項及び第 20 項では、これまでの実務において返済義務のあるものを負債に区分する考え方が一般的であったことについても触れられている。

これらの金融商品会計基準等における現行の定めや関連する他の会計基準等を参考に、信託受益権について債券と同様の性格を有するか否かに関する具体的なガイダンスの検討を進めることも考えられる。
8. これに対して、仮に信託受益権について債券と同様の性格を有するか否かに関するガイダンスを開発する場合には負債と資本の区分に関する難しい議論に発展する可能性があるとの意見や分類及び測定に関する基準を開発するまでの過渡的な会

² 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

³ 種類株式について債券と同様の性格を有するか否かに関するガイダンスに関して、第 9 回金融商品専門委員会（2003 年 1 月 10 日開催）では次の事項を考慮している。

- (1) その契約条項等からみて、償還が実行される可能性が極めて高いと認められる永久債は、満期保有目的の債券の条件を満たすものといえる（金融商品実務指針第 68 項及び第 272 項参照）
- (2) 一定額で償還される株式（償還株式）も債券に含まれる（金融商品実務指針第 68 項参照）
- (3) 以下のような優先株式は、経済的には清算時の弁済順位を除き、債券と同様の性格を持つと考えられるため、債券の評価に準じる（企業会計基準適用指針第 3 号第 20 項参照）
 - ① 発行者が償還する権利を持つ
 - ② 払込額による償還が約定されている
 - ③ 一定の時期に償還されることが確実に見込まれる

計処理となる可能性があるため、本資料第3項の事務局提案は実務に過大な負担を求めることになり得るといった意見も聞かれている。また、信託受益権の契約条件は様々であるため、画一的な判断基準又はガイダンスを設けることは困難であるとも考えられる。

9. 前項の意見や状況を踏まえると、「委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託」及び「受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数となる金銭以外の信託」については、株式等と債権又は債券に区分するための具体的な基準又はガイダンスの開発は行わず、当面の間、現行の減損モデルを維持し、金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際に考慮する事項として取り扱うことが考えられる。
10. ただし、国際的な会計基準では、世界的な金融危機を発端とする Too Little, too late 問題への対応として、金融商品の減損について発生信用損失モデル (incurred credit loss model) から予想信用損失モデル (expected credit loss model) への見直しが行われており、また金融商品の分類及び測定についても見直されている。この点、金融商品会計基準等における有価証券に係る現行の減損モデルでは、損失の認識が遅いことを懸念する意見も聞かれている。このため、前項の提案を前提とした場合、金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手する場合には、この観点を踏まえて議論していく必要があると考えられる。

(本資料第4項(3)の意見に関して)

11. 本資料第3項で示す信託受益権が債権又は債券と同様の性格を有する場合における代替的な取扱いについての事務局提案は、本資料第9項のとおり、当面の間、現行の減損モデルを維持することとした場合には代替的な取扱いを導入する必要がなくなるため、これ以上の検討は行わないこととする。

IV. ASBJ 事務局の再提案

12. 以上の事務局の分析を踏まえ、次の信託への投資に対する予想信用損失モデルの適用については、当面の間、現行の減損モデルを維持し、金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際に考慮する事項として取り扱うことが考えられるがどうか。
 - (1) 委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託
 - (2) 受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数となる金銭以

外の信託

ディスカッション・ポイント

本資料第 6 項から第 12 項までの事務局の追加の分析及び再提案についてご意見を伺いたい。

以 上